

# 消防用設備等の点検報告

## (点検期間と報告方法)

建物に設置されている消火器や誘導灯などの消防用設備等は、定期的な点検・報告が義務となっています。

点検は6ヵ月に1回実施する必要があるが、その点検結果を、不特定多数の方が利用する建物は「1年に1回」、その他の建物は「3年に1回」管轄の消防署に報告する必要があります。

	不特定多数が利用する建物 ※1	不特定多数が利用しない建物 ※2
報告時期	1年に1回	3年に1回
点検期間	6ヵ月(半年)に1回	
報告義務者	建物の関係者(所有者・管理者・占有者のいずれか)	

※1 例:カラオケボックス, 飲食店, 物品販売店, 高齢者施設, 不特定多数の方が利用する複合施設

※2 例:工場または作業場, 倉庫, 事務所, 学校, 駐車場, 不特定多数の方が利用しない複合施設

### Q:うちは消防が定期的に検査しているのになぜ?

消防職員がみなさんの建物で行う立入検査は、消防用設備等の設置及び維持管理状況、防火管理の状況を確認していますが、消防用設備等の点検はおこなっておりません。消防用設備等の点検では、点検者によって設置状況の確認だけでなく、作動状況や機能上の不備についても点検しており、消防職員が行う立入検査とは全く異なります。

### Q:点検や報告の対象は?

消火器や誘導灯などの設備に加えて、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、避難器具等の全ての消防用設備等が定期的な点検・報告の対象となります。

### Q:点検や報告をしなかったらどうなる?

消防用設備等の維持管理は、**火災が発生した際の被害の大小に影響**します。過去の火災においても、点検や維持管理が不十分であった結果、多くの尊い命が失われています。そのため、消防用設備等に不備や不良があることは許されることではありません。定期的に不備や不良がないことを確認することで、もしもの火災に備えることが重要です。そのため、点検や報告がなされていない状態は、**罰則の対象**になることがあり、火災が発生した場合は、多大な**過失責任**を問われます。※「うちは火を使っていないから大丈夫・・・」は過去の火災事例からも通用しません!

### お問い合わせは高知市消防局予防課またはお近くの消防署まで

名称	郵便番号	住所	電話番号
高知市消防局予防課	780-8571	高知市丸ノ内一丁目7番45号	088-871-7504
高知市中央消防署	780-8013	高知市筆山町4番5号	088-856-9902
高知市北消防署	780-0026	高知市秦南町一丁目4番63-22号	088-802-6031
高知市東消防署	781-8101	高知市高須砂地230番地2	088-866-3119
高知市南消防署	781-0311	高知市春野町芳原1015番地	088-821-9560